平成２４年（フ）第６９０２号
東京都江東区亀戸６―52―６　アールヴェール亀戸203号室
破産者　松村　雅雄
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８８号
兵庫県西宮市上ケ原八番町10番11号、開始決定時の住所兵庫県西宮市上ヶ原五番町２番９号
破産者　坂田　真次
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７４号
神戸市東灘区住吉山手７丁目５番11―205号、従前の住所神戸市東灘区鴨子ヶ原２丁目14番12―201号
破産者　岡部　良治
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７５号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目２番41号　ホワイトベアードＣ号
破産者　田中　良光
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８１号
広島市南区大州２丁目９番32号
破産者　泉　　有美
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４７号
広島市西区庚午中２丁目６番25―304号
破産者　横田眞貴子（旧姓泉川・丸山）
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２６号
広島市安佐南区八木３丁目34番５―103号
２号館、申立時の住所広島市安佐南区川内１丁目27番12号
破産者　食品のカメ井こと　亀井　静二
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３号
高知県四万十市下田4310番地
破産者　秋月三津枝
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第３４号
高知県四万十市中村天神橋55番地
破産者　江間　淑子
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第３３６号
大分市大字荏隈1384番地の３　ツインプラザ大分壱番館905
破産者　石井　孝明
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２１号
沖縄県那覇市山下町２番26号　コーポ上原307
破産者　與那原清次
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２７２号
北海道旭川市末広２条４丁目１―11　ティンバーヴィレッジＢ103号室、住民票上の住所北海道上川郡当麻町３条東２丁目８番３号
破産者　藤本　正恵
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９号
山形県西置賜郡白鷹町大字高玉4060番地
破産者　児玉美香子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第４５号
福島県いわき市小名浜字林ノ上19番地の52
破産者　岡本　　信
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１７１号
群馬県前橋市力丸町331番地１
破産者　角田　　守
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４９号
群馬県前橋市青梨子町1331番地　Ｌ―206号
破産者　新井　昭英
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２７１号
横浜市西区東久保町10番８号
破産者　内田　顕一
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８４７号
横浜市南区白妙町３丁目34番地11　ヴィベール横濱704号
破産者　長井　　満
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５号
富山県氷見市赤毛915番地、住民票上の住所富山県高岡市伏木矢田30番地116
破産者　福岡　秀元
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部